

生駒市緑の市民委員会設置要綱

(設置)

第1条 生駒市緑の基本計画（以下「基本計画」という。）に掲げる「花と緑と自然の先端都市・生駒」の実現に向け、市民と行政が協働し、本市の緑の都市環境を保全及び創造する施策を総合的かつ計画的に推進するため、生駒市緑の市民委員会（以下「市民委員会」という。）を設置する。

(緑の推進施策)

第2条 前条に掲げる緑の都市環境を保全及び創造する施策（以下「緑の推進施策」という。）とは、次に掲げる施策とする。

- (1) 山地及び丘陵の環境の保全及び活用に関する施策
- (2) 水辺環境の保全、整備及び活用に関する施策
- (3) 市街地内の樹林等の保全、整備及び活用に関する施策
- (4) 都市公園の整備及び活用に関する施策
- (5) 公共施設及び民間施設の緑化に関する施策
- (6) 庭先、窓辺及びまちかどの緑化に関する施策

(所掌事務)

第3条 市民委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 緑の推進施策に係る市民提案に関すること。
- (2) 緑の推進施策の内容及び進捗状況の確認に関すること。
- (3) その他基本計画の推進に関する必要な事項

(組織)

第4条 市民委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 緑の基本計画の策定及び推進に携わった者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 市民委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員のうちから互選により選出するものとし、副委員長は、委員のうちから委員長の指名により選出するものとする。

3 委員長は、市民委員会を代表し、会務を統理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 市民委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。

3 会議の議事は、副委員長を含む出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 市民委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、当該会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 市民委員会の庶務は、生駒市都市整備部公園緑地課において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市民委員会の運営に関し必要な事項は、市民委員会の委員長が市民委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年2月2日から施行する。